

品川区商店街連合会（青年部・女性部）人材育成事業推進助成金交付要綱

制定 平成11年7月6日区長決定 要綱第92号  
改正 平成13年3月30日部長決定 要綱第112号  
改正 平成21年9月15日区長決定 要綱第401号  
改正 平成27年3月16日区長決定 要綱第257号

（目的）

第1条 この要綱は、次代の商店街活動を担う青年および女性に係る品川区商店街連合会（以下「区商連」という。）の人材育成事業を支援することにより、区内商店街の振興に寄与することを目的とする。

（助成対象）

第2条 区長は、区商連が実施する次の各号のいずれかに該当する事業に対し、品川区商店街連合会（青年部・女性部）人材育成事業推進助成金（以下「助成金」という。）を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

- ・ 商店街活動を担う人材の育成を目的とする青年部および女性部の事業
- ・ 区商連の事業を企画および実施する人材の育成を目的とする事業
- ・ 前2号のほか、区長が認める人材の育成に関する事業

（助成金の対象経費）

第3条 助成金の対象経費は、前条の事業の実施に要する経費のうち区長が必要かつ相当と認めるものとする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、区長が予算の範囲内で別に定める。

（助成金の交付申請）

第5条 区商連は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、区長に申請しなければならない。

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書

（助成金の交付決定）

第6条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを相当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により区商連に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 区商連は、前条の交付決定通知を受けたときは、指定期日までに請求書（第3号様式）を提出し、助成金の交付を区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成事業の変更等）

第8条 区商連は、助成事業の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ助成事業変更（中止）承認申請書（第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合において、変更または中止することを相当と認めるときは、助成事業変更（中止）承認通知書（第5号様式）により区商連に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 区商連は、助成事業が完了し、通常総会が終了したときは、速やかに実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第7号様式）により区商連に通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 区長は、区商連が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- ・ 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- ・ 助成金を他の用途に使用したとき。
- ・ 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 区商連は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

2 区商連は、第10条の規定により助成金の額が確定された場合において、既にその額を超える助成金の交付を受けているときは、指定期日までに確定額を超える補助金を返還しなければならない。

(違約金および延滞金)

第13条 区商連は、前条第1項による返還の場合においては、返還すべき助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては、既返済額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付しなければならない。

2 区商連は、前条第2項の返還の場合、指定期日までに返還金が返還されないときは、指定期日の翌日から起算し納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付しなければならない。

(助成金の経理等)

第14条 区商連は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第15条 区商連は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときまたは助成事業について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年7月6日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

品川区長 あて

品川区商店街連合会  
品川区西品川1-28-3  
会長

助成金交付申請書

品川区商店街連合会(青年部・女性部)人材育成事業推進助成金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 対象事業 \_\_\_\_\_
2. 助成金申請額 \_\_\_\_\_
3. 添付書類 (1) 年度事業計画書  
(2) 年度収支予算書

文 書 番 号

年 月 日

品川区商店街連合会

会長 様

品 川 区 長

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました、品川区商店街連合会（青年部・女性部）人材育成事業推進助成金について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1. 対 象 事 業 \_\_\_\_\_

2. 助成金交付決定額 \_\_\_\_\_

3. 交 付 条 件 品川区商店街連合会（青年部・女性部）人材育成事業推進助成金交付要綱および品川区補助金等交付規則を遵守すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

品川 区 長 あて

品川区商店街連合会  
品川区西品川1-28-3  
会長 印

請 求 書

年 月 日付文書番号で交付決定のあった品川区商店街連合会（青年部・女性部）人材育成事業推進助成金について、下記のとおり請求します。

請 求 額 \_\_\_\_\_

品川区長 へ

品川区商店街連合会  
品川区西品川1-28-3  
会長

助成事業変更（中止）承認申請書

助成事業の内容を変更（中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 対象事業 \_\_\_\_\_

2 計画変更の内容

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

3 添付資料

- ・ 変更後の事業計画
- ・ 変更後の収支予算書
- ・ その他参考となる資料

第5号様式（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

品川区商店街連合会  
会長 様

品 川 区 長

助成事業変更（中止）承認通知書

助成事業の内容の変更（中止）については、承認したので通知します。

.....  
.....  
.....  
.....

年 月 日

品川区長 へ

品川区商店街連合会  
品川区西品川1-28-3  
会長

助成金事業実績報告書

品川区商店街連合会(青年部・女性部)人材育成事業推進助成金を受けた事業について、下記の書類を添え、実績を報告します。

記

1. 対象事業

\_\_\_\_\_

2. 添付資料

- (1) 年度 収支決算書
- (2) 年度 実施報告書
- (3) 上記報告書の裏付けとなる領収書等の写



文 書 番 号  
年 月 日

品川区商店街連合会  
会長 様

品 川 区 長

助 成 金 額 確 定 通 知 書

年 月 日付で交付決定を通知しました、品川区商店街連合会（青年部・女性部）人材育成事業推進助成金について、実績報告書を審査した結果、その額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 対 象 事 業 \_\_\_\_\_

2. 助成金確定額 \_\_\_\_\_